## 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)~(7) (略)	(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)~(7) (略)	
(8) <u>大学教育センター</u> から選出された専任の教員 1人 (9)~(14) (略) 2 (略)	(8) <u>グローバル教育院</u> から選出された専任の教員 1人 (9)~(14) (略) 2 (略)	

附 則(平成30年4月1日細則第12号) この細則は、平成30年4月1日から施行する。